

(県央愛川農業協同組合行動計画)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に子育てに関する諸制度（育児休業、育児短時間勤務等、産前・産後休業等）について、県央愛川農協職員組合を通してパンフレットを配布し、職員会議等で従業員に周知を図る。

対策

令和2年3月から

県央愛川農協職員組合の会議に提案し、従業員に対し周知・啓発を実施する。

目標2 所定外労働の削減のための措置。

対策

令和2年3月から

毎週水曜日をノー残業デーとして実施。